

鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和5年台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨（以下「令和5年7月大雨」という。）により被害を受けた市内の農業者に対し、予算の範囲内において、営農継続に向けた支援を行うことで、農業経営の安定化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別表第1欄の鳥取市生産基盤等復旧支援事業は様式第1号、鳥取市営農再開支援事業は様式第2号によるものとする。
2 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額について次条第1項の規定により算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(補助金の額の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費から別表第4欄に掲げる額を控除した金額に同表第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額は同表第6欄に掲げる

額を上限とする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による交付申請を受けたときは、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助事業の着手等）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に定める着手届の提出を要しないものとする。

- 2 事業の内容が明確であり、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、補助対象者は、交付決定前であっても、交付決定前着工（着手）届を提出することにより、着手することができるものとする。この場合において、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失等は、補助対象者の責任とする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に定める補助事業等実績報告書は、本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の補助事業等実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別表第1欄の鳥取市生産基盤等復旧支援事業は様式第1号、鳥取市営農再開支援事業は様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第3号により市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月30日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表 (第3条、第4条、第5条、第7条関係)

1 補助対象事業名及び区分		2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助金の 控除額	5 補助率又は 補助金額	6 補助上限 額
鳥取市生産基盤等 復旧支援 事業	運搬作業 施設	クローラー等専用運搬機（トラック等一般車両を除く。）、モノレール、小型バックホー、フォークリフト、パワーリフター、アルミブリッジ又はアシストスーツ	農業者、農業法人、生産組織とする。ただし、本市に在住し、又は所在地を置く者であって、本補助金が交付された後も経営を継続する者に限る。	令和5年台風第7号又は令和5年7月大雨により、生産者の収穫、出荷に向け破損被害を受けた生産基盤等（第1欄に掲げる運搬作業施設及び灌水施設をいう。）の全体復旧に要する費用。 ※全体復旧とは、運搬作業施設、灌水施設の破損施設の改修とし、撤去も含む。	民間の建物共済や損害補償保険等の加入施設の場合は、保険金等受領額	2 / 3 1,200万円/件
	灌水 施設	自動灌水施設（点滴灌水施設含む。）				
鳥取市営農 再開支援事 業	被災農機等導入支援	農業者、農業法人、集落営農組織、任意組織	令和5年台風第7号被害で失われた農業機械等及び格納庫の再整備に要する経費	共済金等受取がある場合はその額	1 / 2	1,000万円/件
	復旧農地追加施肥支援	農業者、農業法人、集落営農組織、任意組織、JA	令和5年台風第7号被害からの農地復旧にあたり客土等を行った農地で、地力向上のために慣行より多くの施肥を行うための経費		定額：10a 当たり15千 円（1農地1 回限り	

	転作品目作付支援	農業者、 農業法人、 集落営農組織、 任意組織、 J A	令和5年台風第7号被害からの基盤復旧が間に合わない水田において、市町村が指定する転作品目（水稻以外）を作付けする場合に必要な経費		1 / 2	種苗費、 肥料費、 農薬費の 合計 54 千 円/10a
--	----------	---------------------------------------	--	--	-------	--